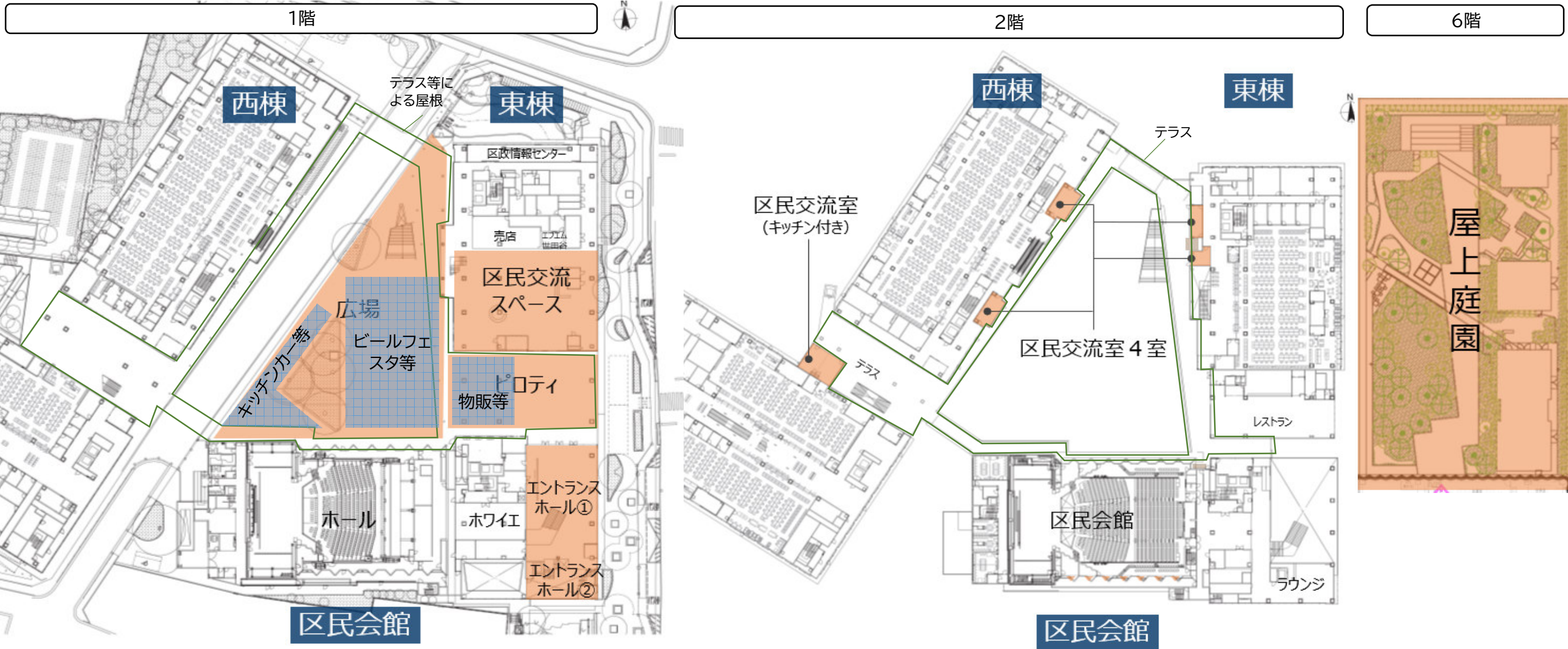


○施設利用ルール案について(施設で利用対象となる活動・事業及び営利・非営利)

【NPO団体等及び区の活動エリア、民間企業等が行う営利活動エリア想定】

参考資料3-1

ONPO団体等の活動を担保した上で、施設の賑わいを創出するため、民間企業等が営利活動することができるエリアを定義する。



凡例

区民利用・交流拠点施設範囲※区民会館除く

＝

- ・NPO団体等の活動・事業
- ・民間企業等の非営利活動
- ・区の事業

ができる範囲

民間企業等が営利活動(直接的に収益が生じる活動・事業)できる範囲

※NPO団体等が利用したい場合は優先する

○施設利用ルール案について(施設で利用対象となる活動・事業及び営利・非営利)

【施設で行われる活動の可否及び営利・非営利の整理】

参考資料3-2

凡例

活動エリアの限定無し

活動エリアの限定有り

実質的主体	活動・事業	具体例	参加者からの 料金徴収の有無	施設利用 の可否	営利・非営利 の判断	備考
NPO団体等 NPO、NPO法人、任意の団体、町会・自治会、PTA、日赤奉仕団、高齢者クラブ、生涯ネットワーク団体、行政委嘱団体(身近なまちづくり委員会等)、消防団、商店会、商店街振興組合、一般財団法人、公益財団法人、一般社団法人、公益社団法人、社会福祉法人 など ※個人による活動も含む	公益性を有する活動・事業 ※以下全てを満たす活動 (1)区民の生活、文化、または教養の向上に寄与する活動・事業(趣味、娯楽、スポーツなどの活動も含む) (2)原則、情報公開できる活動・事業であること (3)政治や宗教活動を目的としない活動・事業であること (4)公序良俗に反しない活動・事業であること (5)暴力団の利益にならない活動・事業であること	打ち合わせ・会議	問わない	○	非営利	
		趣味・サークル活動				
		講習会・ワークショップ (団体等の成果発表等)				
		マルシェ				
民間企業等 株式会社、有限会社、学校法人、医療法人等	企業、営利組織等が行う、区民の生活、文化または教養の向上に寄与する以下の活動・事業 (1)社会貢献活動 (2)CSR(企業の社会的責任)に係る活動 (3)ソーシャルビジネスに関する事業 (社会問題の解決を目的としたビジネス) (4)コミュニティビジネスに関する事業 (地域が抱える課題を地域資源を活かしながらビジネス的な手法によって解決する事業) (5)交流拠点賑わい創出事業	子ども食堂、講座・セミナー、商品の無償提供、試食 【(1)社会貢献活動】 【(2)CSR(企業の社会的責任)に係る活動】 【(3)ソーシャルビジネスに関する事業】 【(4)コミュニティビジネスに関する事業】	無し	○	非営利	自社製品のPRの色合いが強い場合には、営利活動と判断し、活動エリアを限定する。
		興行イベント(マルシェ、物販、ビールフェスタ等) 【(5)交流拠点賑わい創出事業】 ※(1)～(4)についても参加者から料金徴収する場合は(5)同様に活動エリアを限定する。	有り	○	営利	
	民間企業等の通常の営利事業	打ち合わせ・会議(※利用可の活動に関するものを除く)	問わない	×	－	
		月謝が伴う○○教室	有り(月謝)	×	－	月謝を支払った区民しか参加することができないため、不可。
区	(1)区が主催または共催する区民対象の事業 (2)区と団体等が協働して行う事業	○○まつり、○○フェアなど	問わない	○	－	事業実施に伴い、民間企業が実施する販売(キッチンカー等)部分についても非営利として実施可能とする。